

諮問日：平成28年6月16日（平成28年度（最情）諮問第9号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（最情）答申第30号）

件名：どのような考え方に基づいて定数配布を行っているのかが分かる文書の不開示判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「具体的な職名，級についてどのような考え方に基づいて定数配付を行っているのかが分かる文書（最新版）」（以下「本件対象文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの本件対象文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成28年5月16日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書の全体が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は，理由説明書によれば，以下のとおりである。

#### 1 最高裁判所の考え方

原判断においては，本件対象文書は，全体として法5条6号ニに規定する不開示情報に相当するとして不開示としたが，当該判断は相当である。

#### 2 理由

最高裁判所が、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律8条により、予算の範囲内で職務の級の定数（級別定数）を設定又は改定することができることされており、定数配布とは、級別定数を通じて、裁判所における昇格運用を適正に管理するための一手法である。

本件対象文書は、定数配布に関する内容が記載されているものであるが、本件対象文書に記載されている内容は、ごく一部の職員にしか知られることのない極めて機密性の高い性質のものであるところ、文書の標題も含めて、開示することによって、これを知った者から不当な働きかけがなされることが容易に想定され、人事管理の公平性が担保されないなど、級別定数の範囲内で適任者を昇格させるという人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を生じかねず、裁判所の人事事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件対象文書を不開示とした原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年6月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年8月29日 最高裁判所の職員（事務総局人事局総務課長ほか）から口頭説明聴取及び審議
- ⑤ 同年10月17日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書を見分したところによれば、本件対象文書は、裁判所職員の定数配布に関する事務に係る事項が記載された文書であると認められるから、本件対象文書を対象文書として特定したことは妥当である。

## 2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 原判断においては、本件対象文書は、全体として法5条6号ニに相当する不開示情報が記録されているものであるとして、標題も含めた全体を不開示としたところ、苦情申出がされたが、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としているから、最高裁判所の職員の口頭説明の結果を踏まえ、検討する。

(2) 本件対象文書の見分の結果及び最高裁判所の職員の口頭説明の結果を総合すると、定数配布とは、級別定数の範囲内で適任者を適正に昇格させるために用いられる手法であると認められる。そして、本件対象文書の見分の結果によれば、本件対象文書には、その手法に関する事項の一部が記載されているところ、最高裁判所の職員の口頭説明の結果によれば、具体的な手法の内容は、ごく一部の職員にしか知られることのない極めて機密性の高い性質のものであり、たとえ標題だけが知られることになったとしても、裁判所の人事管理に関して無用の憶測を呼ぶなどのおそれがあるとのことであり、当該説明が不合理とはいえない。そうすると、人事管理に係る事務という公平性と機密性が要求される事務の性質上、本件対象文書に記録された情報については、標題も含めた全体について、これを公にすると、これを知った者に無用な憶測を生じさせたり、さらには、職員の適正かつ円滑な職務遂行に好ましくない影響が及ぶなどして、裁判所の人事事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書に記録された情報は、標題も含めたその全体が法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

## 3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件対象文書につき、その全体につき法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する情報が記録されているとして、取扱要綱記第2の2に基づき不開示とした原判断については、その不開示とした部分が、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるので、妥当である

と判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人